

2021年5月20日
全国港湾 20 発第 93 号

一般社団法人 日本港運協会
会 長 久 保 昌 三 殿

全国港湾労働組合連合会

中央執行委員長 柏 木 公 廣

中央執行副委員長 現業部会長

竹 内



横須賀新港へのフェリー就航に係る雇用問題に対する通告

標記について、昨年 10 月 29 日開催の労使政策委員会で、組合より雇用と職域に係る問題として、貴協会に問題解決のための申し入れを行い、貴協会からは「真摯に対応する」との回答がありました。同年 12 月 18 日開催の同委員会で、組合は「神奈川港運協会が横須賀市に働きかけを行っていることから、当面、組合はこれを注視する」と表明しました。

しかしながら、横須賀市の対応は事態をさらに厳しい状況に至らせる状況になっています。フェリー用上屋の新設やフェリー用防舷材設置等の改修工事が強行され、車輛船は入港が出来ず、港運事業者の業務と労働者の雇用が喪失する事態になっています。しかも、フェリーの就航は 7 月予定とされており事態は切迫しております。

組合は「港湾労働者の雇用と職域に係る問題」であることを再確認し、2021 年 5 月 13 日にも貴協会に対し問題解決に向けた協議の促進を申し入れたところです。しかしながら、横須賀市も当該フェリー船社も協議に応ずる姿勢がなく、現在も解決の見通しは立っていません。

したがって、労働組合としての諸行動、ストライキを含む行動の自由を留保するとともに、行動内容は下記の通りであることを本状にて通告します。

記

1. 対象と内容は、全港・全職種を対象とするストライキを含む諸行動とし、行動の詳細は、決定し次第通告する。
2. 行動期間は、本通告以降、本件の解決に至るまでとする。
3. なお、本件に関する労使協議をはじめ、横須賀市やフェリー船社など関係者との問題解決のための協議にはいつでも応じる用意があることを付記する。

以 上

(写) 横須賀新港へのフェリー就航に係る雇用問題に関する申し入れ：国土交通省宛